

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和7年1月11日から、別紙のとおり、本市の区域のうち次の表の左欄に掲げる字の区域及びその名称を、同表の右欄に掲げる町の区域及びその名称に変更する。

令和6年3月25日

別府市長 長野 恭紘

記

字の区域及びその名称	町の区域及びその名称
大字浜脇字迫の一部	朝見一丁目
朝見三丁目の一部	朝見二丁目
大字別府字見牛の一部	朝見三丁目
大字別府字雲泉寺の一部、字乙原の一部	原町
大字北石垣字古寺の一部、字横内、 字瓜畠の一部、字市屋敷、字天神畠、 字高橋、字行部、字行部川、 字道尻の一部、大字鶴見字芳元の一部	春木町
大字鶴見字道尻の一部、字目歯頭、 字井田	南須賀町
大字南立石字野原の一部、字向原の一部、 字板地の一部、字鳥ノ湯の一部	南立石板地町
大字南立石字向原の一部、字下向原、 字板地中須賀の一部、字中津留、 字中津留道北の一部、 大字別府字野口原の一部	南莊園町
大字鶴見字荒巻の一部	朝日ヶ丘町
大字南立石字中津留道北の一部、字板地中須賀の一部、 大字鶴見字津留山の一部、字実ノ屋敷の一部、 字向原、字奥山田の一部、字円内坊、字寂免の一部、 字宮園の一部、字鶴見の一部、字照湯、字中山田の一部、 字岡、字上サ、字祓川の一部、字ヒゲ石の一部、 字小倉、字前田、字薬師田、字大平の一部、 字南野地の一部、字今井の一部、字用水の一部	鶴見園町 小倉町